

請 書【案】

1 売買物件の所在	北海道函館市蛾眉野町	道有林渡島東部管理区	86林班
2 売買物件の種類及び数量	林地未利用材	50.387m ³	
3 見積書記載金額		円	
4 消費税及び地方消費税の額		円	
5 売買代金額		円	
6 売買物件の搬出期限	令和 8年(2026年)	3月31日	

上記の北海道有林野の産物の買受けについて次の条項を遵守の上、お請けします。

第1条 売買代金を北海道渡島総合振興局長が発行する納入通知書により、その納入期限までに納入するものとする。

2 前項の納入期限までに買受代金を完納しない場合は、当該未納の代金につき年10.75パーセントの割合をもって、その納入期限の翌日から完納するに至った日までの日数によって計算した額(その額が500円未満であるときは、これを切り捨てる。)を当該代金の延滞に係る違約金として支払いするものとする。

第2条 売買物件の引渡しは、道が指定する日において引渡しを受け受領書を提出するものとする。

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異義はない。

- 1 売買代金又は売買代金の延滞に係る違約金を納入期限までに納入しないとき。
- 2 その他関係規則に示された重要な条件に違反したとき。

第4条 前条に基づき、この契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償として支払うものとする。

第5条 天災その他やむを得ない理由により搬出期限までに売買物件を搬出することができないときは、遅滞なく、その理由を付して搬出期限の延長を申請し、その承認を受けなければならない。

第6条 この請書に定めのない事項については、必要に応じ、北海道渡島総合振興局長と協議をして定めるものとする。

令和 7年(2025年) 月 日

北海道渡島総合振興局長 佐藤 秀行 様

買受人 住 所

氏 名

Ⓜ